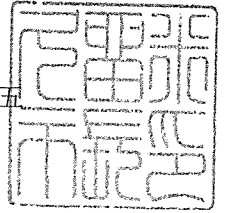


久留米市告示第 247 号

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条 1 項の規定に基づき、久留米市長が指定する地域（以下「指定地域」という。）を次のように指定し、この告示の日から施行する。

令和 7 年 4 月 30 日

久留米市長 原口 新五



指定地域

久留米市全域のうち、次の図面において、緑色または黄色で着色した区域

（次の図面は省略し、当該図面は、久留米市環境部環境保全課に備え置いて縦覧に供する。）